呉市文化ホール及び呉市民ホールに係る指定管理者の候補者の選定について

呉市文化ホール及び呉市民ホールの指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

(1) 所在地

ア 呉市文化ホール 呉市中央3丁目10番1号

イ 呉市民ホール 呉市中央4丁目1番6号

(2) 設置目的

ア 呉市文化ホール 芸術・文化の振興を図るための施設として、設置する。

イ 呉市民ホール 市民の文化・芸術活動の振興及び市民交流の促進を図るための施設と して、設置する。

2 公募の概要

- (1) 公募期間 令和元年8月1日(木)から同年9月2日(月)まで
- (2) 応募者(応募順)

団体名	団体所在地	代表者氏名	
公益財団法人呉市文化振興財団	呉市中央3丁目10番1号	理事長 明神 博	

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

応募者が1者であったため、呉市文化ホール及び呉市民ホール指定管理 者選定委員会において、応募者から提出された書類及びヒアリング等をも とに、各委員が判定を行い、適否を審査しました。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	配点
① 利用者の平等な利用の確保	・利用者の平等な利用の確保	適・否
事業計画書等の内容が、利用しよ	・不当な利用制限項目	※否は失格
うとする者の平等な利用が図られる	・特定の者のみに有利な利用形	
ものであること。	態	

 2 施設の適切な維持管理 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。 適 施設の利用促進 事業計画書等の内容が、利用促進 が図られるものであること。			
・適正かつ確実に維持管理を行 う内容 ・施設の設置目的や性格、関係 する法令、条例等についての 理解 ・苦情への対応や個人情報の取 扱いに対する考え方 ・事故・災害等の緊急事態に対 応可能な体制 ・施設の利用促進 事業計画書等の内容が、利用促進 が図られるものであること。 市民の文化・芸術活動の振興及び 市民交流の促進を図るものであること。 ・養質事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に 関することを含む) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に 関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・一端を事業の対象限的な連携 ・一端正な提案額減のための工夫 ・一端正な提案額減のための工夫 ・一端正な提案額減のための工夫 ・一端正な提案額減のための工夫 ・一端正な提案額減のための工夫 ・一端正な提案額減のための工夫 ・一端正な提案額減のための工夫 ・一端正な提案額減のための工夫 ・一部の施策との連携 ・地域住民への配慮 ・一部の施策との連携 ・地域住民への配慮 ・適・否	② 施設の適切な維持管理	・適正に管理を行える体制(人	適・否
あること。 う内容 ・施設の設置目的や性格、関係する法令、条例等についての理解 ・苦情への対応や個人情報の取扱いに対する考え方 ・事故・災害等の緊急事態に対応可能な体制 ・確設の利用促進 ・事業計画書等の内容が、利用促進 が図られるものであること。 ・確賞事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・・極設問の効果的な連携・・適正な提案額 ・管理経費の縮減のための工夫 ・適・否とと。 ⑤ 安定的な管理を安定して行う能力を有するものであること。 ⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 ・・職員の雇用についての考え方・市の施策との連携・地域住民への配慮 適・否	事業計画書等の内容が、施設の適	員配置等)	※否は失格
- 施設の設置目的や性格、関係する法令、条例等についての理解 - 苦情への対応や個人情報の取扱いに対する考え方・事故・災害等の緊急事態に対応可能な体制 - 施設の利用促進に係る具体的な取組(サービス向上等)・利用者数等の数値目標・利用者の要望(ニーズ)把握に係る具体的な取組(サービス向上等)・利用者の要望(ニーズ)把握に係る具体的な取組・各施設の特徴を生かした斬新さや独自性のある提案・自主事業の内容と施設の設置目的との適合・鑑賞事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・ 施設間の効果的な連携・適正な提案額・管理経費の縮減のための工夫を管理経費の縮減のための工夫を発達状況の安定・安定した管理を行える体制(有資格者の配置等)・ 経営状況の安定・安定した管理を行える体制(有資格者の配置等)・ 海・否は失格を有するものであること。 ⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準・地域住民への配慮 ※否は失格	切な維持及び管理が図られるもので	・適正かつ確実に維持管理を行	
## する法令、条例等についての理解	あること。	う内容	
理解 ・苦情への対応や個人情報の取扱いに対する考え方 ・事故・災害等の緊急事態に対応可能な体制 ③ 施設の利用促進 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。 市民の文化・芸術活動の振興及び 市民交流の促進を図るものであること。 ・鑑賞事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・ 一方成事業 ・ 一方成事業 ・ 一方の施設側の効果的な連携 ・ 管理経費の縮減のための工夫 ・ 一方で書理を行える体制(有資格者の配置等)・ 一方で格者の配置等)・ 一部で表示では失格・地域住民への配慮 ※否は失格		・施設の設置目的や性格、関係	
・苦情への対応や個人情報の取扱いに対する考え方 ・事故・災害等の緊急事態に対応可能な体制 ③ 施設の利用促進 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。 市民の文化・芸術活動の振興及び市民交流の促進を図るものであること。 ・鑑賞事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・適正な提案額・管理経費の縮減のための工夫・適正な提案額・管理経費の縮減のための工夫・適・否は失格・で変定した管理を行える体制(有資格者の配置等)・一方の施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準・・職員の雇用についての考え方では失格・地域住民への配慮・適・否とでは、		する法令,条例等についての	
扱いに対する考え方 ・事故・災害等の緊急事態に対応可能な体制 ・施設の利用促進に係る具体的な取組(サービス向上等) ・が図られるものであること。市民の文化・芸術活動の振興及び市民交流の促進を図るものであること。・経賞事業・登及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		理解	
・事故・災害等の緊急事態に対応可能な体制 ・施設の利用促進に係る具体的事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。市民の文化・芸術活動の振興及び市民交流の促進を図るものであること。・参展事業(藤井清水実行委員会に関することを含む)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業・一方の事業・一方の主機・一方では失格・地域住民への配慮・適・否とのにをは、一方の施策との連携・地域住民への配慮・適・否とのである基準・地域住民への配慮・適・否とのである基準・地域住民への配慮・適・否とのである基準・地域住民への配慮・適・否とのものである基準・地域住民への配慮・適・否とのは、一方の施策との連携・地域住民への配慮・適・否とは、自体を表していての考え方では、一方の施策との連携・地域住民への配慮・適・否とは、自体を表していての考え方では、自体を表していていての考え方では、自体を表していての考え方では、自体を表していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		・苦情への対応や個人情報の取	
応可能な体制 応認の利用促進 ・施設の利用促進に係る具体的 適・否 ※否は失格 ・ 一		扱いに対する考え方	
 ⑥ 施設の利用促進 事業計画書等の内容が、利用促進 が図られるものであること。 市民の文化・芸術活動の振興及び 市民交流の促進を図るものであること。 ・鑑賞事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に 関することを含む) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に 関することを含む) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に 関することを含む) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に 関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・ 一を設置の効果的な連携 ・ 適・否 ※否は失格 ・ 経営状況の安定 ・ 安定した管理を行える体制		・事故・災害等の緊急事態に対	
事業計画書等の内容が、利用促進 が図られるものであること。 市民の文化・芸術活動の振興及び 市民交流の促進を図るものであること。 ・鑑賞事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に 関することを含む) ・育成事業 ① 管理経費の縮減 事業計画書等の内容が、適切かつ 事業計画書等の内容が、適切かつ 管理経費の縮減が図られるものであること。 ② 安定的な管理能力 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 ② 安定的な管理を安定して行う能力を有するものであること。 ③ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 ※否は失格 ※答は失格 ※答は失格 ※不は失格 ※では失格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		応可能な体制	
が図られるものであること。 市民の文化・芸術活動の振興及び 市民交流の促進を図るものであること。 ・鑑賞事業 ・普及事業 (藤井清水実行委員会に 関することを含む) ・育成事業 ④ 管理経費の縮減 事業計画書等の内容が、適切かつ 管理経費の縮減が図られるものであること。 ⑤ 安定的な管理能力 施設の管理を安定して行う能力を 有するものであること。 ⑤ その他施設の設置目的又は性格等 に応じて別に定める基準 ・利用者数等の数値目標 ・利用者の要望(ニーズ)把握 に係る具体的な取組 ・各施設の特徴を生かした斬新 さや独自性のある提案 ・自主事業の内容と施設の設置 目的との適合 ・鑑賞事業 ・普及事業(藤井清水実行委員 会に関することを含む。) ・育成事業 ・ 地支計画書の規模・内容 ・施設間の効果的な連携 ・ 適・否 ・ ※否は失格 ・ 適正な提案額 ・ 管理経費の縮減のための工夫	③ 施設の利用促進	・施設の利用促進に係る具体的	適・否
市民の文化・芸術活動の振興及び 市民交流の促進を図るものであること。 ・鑑賞事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・ 地支計画書の規模・内容・施設間の効果的な連携・適正な提案額・	事業計画書等の内容が、利用促進	な取組 (サービス向上等)	※否は失格
市民交流の促進を図るものであること。 ・鑑賞事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)・育成事業 ・・一般設明の効果的な連携 ・適・否 ・・一般では、一般で表して、一般で表して、一般で表した、一般に対して、一般で表して、一般で表して、一般で表した。 ・本を定した、管理を行える体制(有資格者の配置等)・・一般の雇用についての考え方をでは、大格では、大格では、大格である基準・・地域住民への配慮 ・本に応じて別に定める基準・・地域住民への配慮 ・・本に表して、一般で表して、一体の表し、一体の表して、一体の表して、一体の表して、一体の表し、一体の表して、一体の表して、一体の表して、一体の表して、一体の表して、一体の表して、一体の表して、一体の表して、一体の表し、	が図られるものであること。	・利用者数等の数値目標	
と。 ・鑑賞事業 ・普及事業 (藤井清水実行委員会に 関することを含む) ・育成事業 ・普及事業 (藤井清水実行委員会に 関することを含む) ・育成事業 ・普及事業 (藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業 (藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業 (藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業 (藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・ 地談間の効果的な連携 ・ 適・否※否は失格 ・ 適・否※否は失格 ・ 方でとのであること。 ・ 管理経費の縮減のための工夫 ・ 経営状況の安定 ・ 安定した管理を行える体制(有資格者の配置等)・ 安定した管理を行える体制(有資格者の配置等)・ 職員の雇用についての考え方に応じて別に定める基準 ・ 地域住民への配慮 ・ 適・否※否は失格・ 地域住民への配慮	市民の文化・芸術活動の振興及び	・利用者の要望(ニーズ)把握	
・鑑賞事業 ・普及事業 (藤井清水実行委員会に 関することを含む) ・育成事業 ・普及事業 (藤井清水実行委員 目的との適合 ・鑑賞事業 ・普及事業 (藤井清水実行委員 会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業 (藤井清水実行委員 会に関することを含む。) ・育成事業 ・ 収支計画書の規模・内容 ・ 施設間の効果的な連携 ・ 適・否 ※否は失格 ・ 適正な提案額 ・ 管理経費の縮減のための工夫 ⑤ 安定的な管理能力 施設の管理を安定して行う能力を 有するものであること。 ・経営状況の安定 ・ 安定した管理を行える体制 (有資格者の配置等) ・ 一般でした管理を行える体制 (有資格者の配置等) ・ 本語、 一般では、 一般で表した。 ※否は失格 での施策との連携 地域住民への配慮 ・ 地域住民への配慮	市民交流の促進を図るものであるこ	に係る具体的な取組	
・普及事業(藤井清水実行委員会に 関することを含む) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ・ 地設間の効果的な連携 ・ 施設間の効果的な連携 ・ 施設間の効果的な連携 ・ 適正な提案額 ・ 管理経費の縮減が図られるものであること。 ・ 管理経費の縮減のための工夫 ・ 経営状況の安定 ・ 安定した管理を行える体制	と。	・各施設の特徴を生かした斬新	
関することを含む) ・育成事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ④ 管理経費の縮減 ・収支計画書の規模・内容 事業計画書等の内容が、適切かつ・施設間の効果的な連携 ・適正な提案額・適正な提案額・適正な提案額・管理経費の縮減のための工夫 ⑤ 安定的な管理能力 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 ⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 ・地域住民への配慮 ※ 音、	• 鑑賞事業	さや独自性のある提案	
・育成事業 ・鑑賞事業 ・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ④ 管理経費の縮減 事業計画書等の内容が、適切かつ等理経費の縮減が図られるものであること。 ・管理経費の縮減が図られるものであること。・管理経費の縮減のための工夫 ・経営状況の安定・安定した管理を行える体制であること。・安定した管理を行える体制であること。(有資格者の配置等)・・一方では失格である基準・・一方の施策との連携である基準・地域住民への配慮・適・否能のである。 ※否は失格を表して行うに対した。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・普及事業(藤井清水実行委員会に	・自主事業の内容と施設の設置	
・普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。) ・育成事業 ④ 管理経費の縮減 ・収支計画書の規模・内容 事業計画書等の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。 ・施設間の効果的な連携 ・管理経費の縮減のための工夫 ・適正な提案額 ・管理経費の縮減のための工夫 適・否 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 ・安定した管理を行える体制(有資格者の配置等) ⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 ・職員の雇用についての考え方・市の施策との連携・地域住民への配慮 総合判定 適・否	関することを含む)	目的との適合	
会に関することを含む。) ・育成事業 ④ 管理経費の縮減 ・収支計画書の規模・内容 適・否 事業計画書等の内容が,適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。 ・適正な提案額・適・否 ※否は失格・適正な提案額・管理経費の縮減のための工夫 ⑤ 安定的な管理能力施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 ・経営状況の安定・安定した管理を行える体制(有資格者の配置等) ※否は失格・安定した管理を行える体制・方面・否 ⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準・地域住民への配慮 ・市の施策との連携・地域住民への配慮 適・否	• 育成事業	• 鑑賞事業	
④ 管理経費の縮減 ・収支計画書の規模・内容 適・否 事業計画書等の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。 ・施設間の効果的な連携・適正な提案額・適正な提案額・管理経費の縮減のための工夫 ・管理経費の縮減のための工夫 ⑤ 安定的な管理能力施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 ・経営状況の安定・安定した管理を行える体制・安定した管理を行える体制・安定した管理を行える体制・方は失格・方であること。 適・否 ⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準・市の施策との連携・地域住民への配慮 ・市の施策との連携・地域住民への配慮 ※否は失格・地域住民への配慮		・普及事業(藤井清水実行委員	
 ④ 管理経費の縮減 事業計画書等の内容が、適切かつ 施設間の効果的な連携 ・適正な提案額 ・管理経費の縮減のための工夫 ⑤ 安定的な管理能力 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 ⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 ・職員の雇用についての考え方に応じて別に定める基準 ・職員の雇用についての考え方に力をである。 ・職員の雇用についての考え方に力をである。 ・地域住民への配慮 適・否との地域との連携 ・地域住民への配慮 		会に関することを含む。)	
事業計画書等の内容が、適切かつ 管理経費の縮減が図られるものであること。 ・施設間の効果的な連携 ・適正な提案額 ・管理経費の縮減のための工夫 ※否は失格 ⑤ 安定的な管理能力 施設の管理を安定して行う能力を 有するものであること。 ・経営状況の安定 ・安定した管理を行える体制 (有資格者の配置等) 適・否 ※否は失格 ・市の施策との連携 ・地域住民への配慮 ⑥ その他施設の設置目的又は性格等 に応じて別に定める基準 ・地域住民への配慮 ・市の施策との連携 ・地域住民への配慮 ※否は失格		・育成事業	
 管理経費の縮減が図られるものであること。 ・適正な提案額 ・管理経費の縮減のための工夫 ・経営状況の安定 ・安定した管理を行える体制(有資格者の配置等) ・では失格であること。 ・職員の雇用についての考え方に応じて別に定める基準 ・市の施策との連携・地域住民への配慮 適・否 	④ 管理経費の縮減	・収支計画書の規模・内容	適・否
ること。 ・管理経費の縮減のための工夫 ⑤ 安定的な管理能力 施設の管理を安定して行う能力を 有するものであること。 ・経営状況の安定 ・安定した管理を行える体制 (有資格者の配置等) ※否は失格 ・職員の雇用についての考え方 ・市の施策との連携 ・地域住民への配慮	事業計画書等の内容が、適切かつ	・施設間の効果的な連携	※否は失格
⑤ 安定的な管理能力 施設の管理を安定して行う能力を 有するものであること。 ・経営状況の安定 ・安定した管理を行える体制 (有資格者の配置等) 適・否 ※否は失格 ・職員の雇用についての考え方 ・市の施策との連携 ・地域住民への配慮 適・否	管理経費の縮減が図られるものであ	・適正な提案額	
施設の管理を安定して行う能力を 有するものであること。 ・安定した管理を行える体制 (有資格者の配置等) (有資格者の配置等) 適・否 に応じて別に定める基準 ・ 市の施策との連携 ・ 地域住民への配慮 適・否	ること。	・管理経費の縮減のための工夫	
有するものであること。 (有資格者の配置等) ⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 ・職員の雇用についての考え方・満・否 ※否は失格・地域住民への配慮 総合判定	⑤ 安定的な管理能力	・経営状況の安定	適・否
⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 ・職員の雇用についての考え方 適・否 ※否は失格 ・地域住民への配慮 ※ 合 判 定 適・否	施設の管理を安定して行う能力を	・安定した管理を行える体制	※否は失格
に応じて別に定める基準 ・市の施策との連携 ※否は失格 ・地域住民への配慮 適・否	有するものであること。	(有資格者の配置等)	
・地域住民への配慮 総合判定	⑥ その他施設の設置目的又は性格等	・職員の雇用についての考え方	適・否
総合 判定 適・否	に応じて別に定める基準	・市の施策との連携	※否は失格
		・地域住民への配慮	
である 10	ψΛ Δ 1/4	·····································	適・否
		1)	※否は失格

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、公益財団法人呉市文化振興財団を本施設の指定管理者の候補者に選定しました。

Zer zer zere zere zere zere zere zere ze			
応募者	公益財団法人呉市	【評価した点】	
	文化振興財団	・呉市文化ホールと呉市民ホールの一体的な運営	
総合判定	適	により、更なる利用促進や、効率的な運営につ	
【内訳】		ながることが期待される。	
審査基準①	適	・呉市民ホールの特徴を活かした新規事業の提案	
<i>II</i> ②	適	がみられる。	
<i>y</i> 3	適	・文化・芸術の振興に向けて、地域との連携や人	
<i>y</i> 4	適	材育成など,積極的な提案がみられる。	
<i>y</i> 5	適		
<i>II</i> 6	適		

4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

5 委員会の議事概要

(1) 選定委員会の開催状況

ア 開催日時 第1回 令和元年9月26日(木)

第2回 令和元年10月8日(火)

イ 開催場所 呉市民ホール

ウ 出席者 第1回 民間の学識経験者5人 市職員1人 計6人 第2回 民間の学識経験者6人 市職員1人 計7人

(2) 議事概要

ア主な意見等

- ・ 呉市民ホールについては、その特徴を活かした利用や呉市文化ホール との一体的な利用など、活用に努めてほしい。
- ・呉市文化ホールの事業は充実していると感じる。多くの人に鑑賞していただきたい。
- ・複数の施設について, 効率的な管理運営を行い, 更なる利用促進や管理経費の縮減に努めていただきたい。
- ・利用者の利便性の向上のため、駐車場の確保・活用について検討いた だきたい。

イ 委員会の結論

指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価の結果、公益財団法 人呉市文化振興財団は候補者として適当であると認められる。 【問い合わせ】呉市文化スポーツ部文化振興課 (電話 0823-25-3462)